

項 目	エル・イー・ディー・電灯器具用 直流電源装置の取扱いについて
1 内容	<p>下記（１）から（３）のケースについて、＜PS＞Eマーク付き直流電源装置（技術基準省令解釈別表第八又は別表第十二適用）が、エル・イー・ディー・電灯器具（技術基準省令解釈別表第八適用）に組み込まれ、容易に取り外しできない構造（取付け、接続）で使用された際の、技術基準適合評価における電源部の扱いについて知りたい。</p> <p>（１）照明器具製造事業者が＜PS＞Eマーク付きの直流電源装置を購入し、自社で製造した灯具と組み合わせ「エル・イー・ディー・電灯器具」として製造し出荷する場合。</p> <p>（２）照明器具製造事業者が自社で製造した電源部のないLED灯具を出荷し、設置現場で照明器具製造事業者が＜PS＞Eマーク付きの直流電源装置と組み合わせ「エル・イー・ディー・電灯器具」として設置する場合。</p> <p>（３）照明器具製造事業者が自社で製造した電源部のないLED灯具を出荷し、設置現場で設備設計業者又は施行業者が、自ら選定した＜PS＞Eマーク付きの直流電源装置とこの灯具を組み合わせ設置する場合。</p>
2 回答	<p>（１）「エル・イー・ディー・電灯器具（技術基準省令解釈別表第八適用）」の製造として、下記のとおり取り扱います。</p> <p>① 直流電源装置が別表第八適用品の場合 直流電源装置が灯具と組み合わせられた際、適合性検査受検時の試験条件の範囲内で使用されていれば、当該電源部は別表第八に適合しているとみなすことができ、再評価する必要はありません。</p> <p>② 直流電源装置が別表第十二適用品の場合 直流電源装置と灯具が組み合わせられ一つの製品となるが、別表第八では別表第十二の電源を使用できる旨規定されていないことから、電源を含めた製品全体について別表第八で評価を行うこととなります。（電源部は別表第八で再評価する必要があります。）</p> <p>（２）設置現場で、灯具と灯具製造業者の指定した直流電源装置が組み合わせられ「エル・イー・ディー・電灯器具（技術基準省令解釈別表第八適用）」として設置されることから、上記（１）と同様に取り扱います。</p> <p>（３）設置現場で設備設計業者又は施行業者が、灯具と自ら選定した直流電源装置を組み合わせ照明設備として設置するものであり、電気用品の製造には該当しないと考えられます。</p> <p>なお、エル・イー・ディー・電灯器具用の直流電源装置は、別表第十二の場合、J61347適合品が必要です。</p>

(理由)

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」
(平成25年7月1日 20130605商局第3号(抜粋))によります。(下記参照)

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号。以下「省令」という。)に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものである。

電気用品が、2以上の機能を有する場合にあつては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。

また、この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

別表第一	電線及び電気温床線
別表第二	電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
別表第三	ヒューズ
別表第四	配線器具
別表第五	電流制限器
別表第六	小形単相変圧器及び放電灯用安定器
別表第七	電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第二第六号に掲げる小形交流電動機
別表第八	電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機
別表第九	リチウムイオン蓄電池
別表第十	雑音の強さ
別表第十一	電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値
別表第十二	国際規格等に準拠した基準